

## 重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

## 人権が尊重された心豊かな地域社会の実現

## ■ 現状と課題

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日、全ての人々の人権が尊重され、心豊かで思いやりに溢れた市民生活を実現するためには、一人ひとりの心豊かな人権感覚や人権意識を醸成し、差別のない明るい地域社会を構築していくことが求められています。

一方、国際化や情報化の進展、さらには少子高齢化に伴う家族形態や地域社会の変化により、人権問題は一段と複雑化するとともに、新たな課題も顕在化しており、行政や学校、職場、地域など市民一人ひとりが自らの問題として、さらなる取組みを進めていく必要があります。

こうした中、本市では、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会などの関係機関と連携を図りながら、あらゆる行政分野で人権尊重の視点に立った施策の推進に努めてきましたが、引き続き、平成22年に策定した「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図るとともに、市民や地域と行政が一体となった人権施策を推進する必要があります。

## ■ 基本方針

「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、あらゆる分野で「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指した人権施策を総合的に推進します。

また、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、様々な場面で人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するとともに、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指し、市民と行政が一体となった人権擁護活動を推進します。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 人権施策の推進体制の整備充実

「人権施策推進指針」に基づき、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた施策を推進します。

また、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくため、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会など関係機関と連携を図りながら、推進体制の充実強化に努めます。

## (2) 学校における人権教育の推進

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図り、一人ひとりを大切にする教育を組織的、継続的に推進します。

また、一人ひとりの個性の違いやその良さを認め、他人も尊重できる人間関係を構築するための教育の環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

## (3) 地域における人権教育の推進

地域社会全体の人権意識の高揚を目指し、関係機関等との連携により、各種講演会や研修会の開催など、地域における学習機会の充実を図ります。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重の精神を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、市民の自主的な学習や交流活動を支援します。

## (4) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害者などの人権に関する相談窓口の充実や相談員の資質向上など、人権救済に向けた体制づくりを推進します。

また、人権意識の高揚を図るため、人権擁護機関等と連携しながら、人権擁護の推進のための啓発活動や広報活動を推進します。

## (5) 指導者の育成

人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

## ■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①人権教育・啓発事業参加者数	2,631人	2,800人

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
学校における人権教育の実施	→					学校教育課 人権教育課
講演会や研修会の実施	→					人権教育課 人権推進課
教育集会所等を拠点とした地域における人権教育・啓発の充実	→					人権教育課 人権推進課
人権施策推進審議会との連携による推進体制の充実強化	→					人権推進課
人権施策推進指針の推進	→					人権推進課
相談事業の実施	→					人権推進課 人権教育課
人権教育の指導者の確保	→					人権推進課 人権教育課



### ■ 現状と課題

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、誰もが性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められています。今なお家庭や地域、職場、学校など日常の様々な場面で、古くからの男女の固定的な役割分担意識や女性の能力・適性に関する偏見が根強く残っていることは否めません。

こうした中、国においては、平成22年12月に、基本法制定後10年間の反省などを踏まえた「第三次男女共同参画基本計画」を策定し、翌23年3月には県の基本計画の改定も行われました。

本市では、平成18年度に策定した「男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めてきましたが、配偶者からの暴力（DV）や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など新たな課題も山積しており、市民意識の醸成と併せて、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる施策の計画的な推進が急務となっています。

### ■ 基本方針

女性も男性も社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、その能力を十分に発揮しながら、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現を目指して、各種審議会など政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

また、人権尊重の視点から、家庭、地域、職場などにおける男女平等意識の醸成や、配偶者等からの暴力を許さない環境づくりに努めます。

### ■ 政策展開の方向

#### （1）男女平等意識の確立

社会通念やしきたりの中での男女の固定的な役割分担意識の改革や、正しい知識を身に付けてもらうため、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動を進め、市民の男女平等意識を確立します。

#### （2）男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、市民、企業、団体などの関係機関と連携を図りながら、女性の人権に配慮した地域社会づくりを促進します。

また、光市男女共同参画推進ネットワークを足掛かりに、市民による自主的・主体的な活動を促進します。

### (3) 配偶者からの暴力（DV）等への対応

職場におけるセクシャルハラスメントやDVなどの根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実など、DV被害者が自立できるよう、支援します。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの普及促進

働く女性の増加に伴い、ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する広報・啓発活動や、子育てや介護などを男女がともに担う環境づくりに努めます。

また、働き方の見直しなどを通じて男性の家事・育児参加を促進します。

## ■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①審議会などへの女性登用率	22.4%	40.0%
②「男女共同参画の推進」に関する満足度	13.6%	30.0%
③男女が平等だと思っている人の割合	43.5%	60.0%
④性別による固定的役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）を肯定する人の割合	29.2%	27.0%

## ■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
男女共同参画に関する情報提供と啓発						人権推進課
男女共同参画基本計画の推進	次期計画策定					人権推進課
家庭生活における男女共同参画の促進						人権推進課
男女共同参画推進ネットワークによる取組みの推進						人権推進課
庁内推進体制の充実						人権推進課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の推進						人権推進課 関係各課
事業所等での男女共同参画の推進						人権推進課
配偶者暴力に関する相談窓口・支援体制の充実						福祉総務課 人権推進課

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」  
カメラ付き携帯電話の部 入賞



「初めての共同作業」（撮影場所：大和総合運動公園）

稗田慶子さん